

議案第77号

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の制定について

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の第2欄に掲げる機関が行う同表の第3欄に掲げる事務、別表第2の第2欄に掲げる機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び市長又はさぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第2欄に掲げる機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 別表第3の第2欄に掲げる機関が、同表の第4欄に掲げる機関に対し、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第5欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第4欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するとき。

(2) 市の機関が、市の他の機関に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該市の他の機関が当該特定個人情報を提供するとき。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

項	機関	事務
1	市長	さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第112号)による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2	市長	さぬき市子ども医療費の支給に関する条例(平成25年さぬき市条例第3号)による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3	市長	さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第113号)によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
4	市長	さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例(平成14年さぬき市条例第122号)による重度心身障害者等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの

5	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの
6	市長	障害者が現に居住する住宅の改造費用の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
7	市長	軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費用の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの
8	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの
9	教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定による経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対する必要な援助（以下「就学援助」という。）に関する事務（法別表第1の27の項に掲げる事務に係るものを除く。以下同じ。）であって教育委員会が別に定めるもの
10	教育委員会	私立幼稚園の設置者に対し、当該幼稚園に就園する幼児に係る保育料及び入園料の減免をする場合に交付する補助金（以下「私立幼稚園就園奨励費補助金」という。）の交付に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの

備考 8の項から10の項までに掲げる事務については、私立幼稚園の設置者その他の教育委員会が別に定める者は、当該事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって教育委員会が別に定めるものを行うことができる。

別表第2（第4条関係）

項	機関	事務	特定個人情報
1	市長	さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例による乳幼児医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの 地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税（同法第1条第1項第4号に規定する地方税をいう。8の項において同じ。）に関する法律及

			<p>びこれらの法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
2	市長	さぬき市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報（以下「自立支援給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>さぬき市乳幼児医療費の支給に関する条例による乳幼児医療費の支給に関する情報（以下「乳幼児医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>

			<p>さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例による重度心身障害者等医療費の支給に関する情報（以下「重度心身障害者等医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
3	市長	さぬき市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例によるひとり親家庭等医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>自立支援給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>さぬき市子ども医療費の支給に関する条例による子ども医療費の支給に関する情報（以下「子ども医療費支給関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定め</p>

			るもの
4	市長	さぬき市重度心身障害者等医療費支給に関する条例による重度心身障害者等医療費支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			乳幼児医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	障害者が現に居住する住宅の改造費用の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
6	市長	軽度・中等度の難聴児に対する補聴器購入費用の助成に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7	市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
8	市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80

		<p>基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>号) による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p>
9	市長	<p>公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
10	市長	<p>国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する情報（以下「障害福祉サービス等情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>乳幼児医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>子ども医療費支給関係情報であって規則で定めるもの</p>

			ひとり親家庭等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
1 1	市長	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
			地方税関係情報であって規則で定めるもの
			国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
1 2	市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険給付関係情報であって規則で定めるもの
			後期高齢者医療給付関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
			重度心身障害者等医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
1 3	市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

14	市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
15	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
			障害福祉サービス等情報であって規則で定めるもの
16	市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
17	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務であって市長が別に定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
			介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

項	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1	教育委員会	特別支援学級等に就学する児童、生徒等の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの
2	教育委員会	就学援助に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	市長	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
				地方税関係情報であって規則で定めるもの
3	教育委員会	私立幼稚園就園奨励	市長	地方税関係情報

		費補助金の交付に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの		であって規則で定めるもの
4	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であって教育委員会が別に定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

議案第78号

さぬき市助産師養成修学資金貸付条例の制定について

さぬき市助産師養成修学資金貸付条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市助産師養成修学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、助産師養成施設を卒業後さぬき市民病院（以下「市民病院」という。）において助産師の業務に従事しようとする者に対し、助産師養成修学資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、その修学を容易にし、もって市民病院における助産師の確保及び資質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「助産師養成施設」とは、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）第20条第1号に規定する文部科学大臣の指定した学校（以下「指定学校」という。）又は同条第2号に規定する都道府県知事の指定した助産師養成所（以下「助産師養成所」という。）をいう。

2 この条例において「管理者」とは、さぬき市病院事業の設置等に関する条例（平成14年さぬき市条例第194号）第1条に規定する病院事業の管理者をいう。

(修学資金の貸付け)

第3条 修学資金は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者に対し、貸し付けることができる。

- (1) 指定学校の助産師課程を履修し、又は助産師養成所に在学していること。
- (2) 助産師養成施設を卒業後助産師として市民病院に勤務することを希望していること。
- (3) 勉学の意欲がおう盛で心身ともに健全であること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が別に定める要件に該当していること。

2 修学資金を貸し付ける期間は、指定学校の助産師課程において助産に関する科目を履修する学年の期間又は助産師養成所の所定の修学期間とする。

3 貸し付ける修学資金の額は、月額100,000円とする。

4 貸し付けた修学資金は、無利子とする。

(貸付けの申込み及び決定)

第4条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、連帯保証人2人を立て、管理者に申込みをしなければならない。

2 管理者は、前項の申込みをした者のうちから、選考により修学資金を貸し付ける者を決定するものとする。

(貸付けの決定の取消し)

第5条 管理者は、修学資金の貸付けを受けている者（以下「修学生」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- (1) 助産師養成施設を退学したとき。

- (2) 修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。
- (3) 助産師養成施設における学業成績が著しく不良となったと認めるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 疾病、負傷その他の理由により助産師養成施設における修学の見込みがなくなったと認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、修学資金を貸し付けることが不相当であると認めるとき。

(貸付けの一時停止)

第6条 修学生が助産師養成施設を休学し、又は助産師養成施設において停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを一時停止する。この場合において、これらの月の分として既に貸し付けられた修学資金があるときは、その修学資金は、当該修学生が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

(返還債務の免除)

第7条 修学資金の貸付けを受けた者が助産師養成施設を卒業した日から1年以内（特別な事由により管理者が必要と認めるときは、2年以内）に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許の取得後直ちに助産師として市民病院に勤務し、継続して助産師の業務に従事した期間が修学資金の貸付けを受けた期間（前条の規定により修学資金の貸付けを一時停止した期間を除く。次条において同じ。）の5倍に相当する期間に達したときは、修学資金の返還の債務を免除されるものとする。

2 管理者は、修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が助産師養成施設に在学する期間又は前項の業務に継続して従事する期間中に死亡し、又は精神若しくは身体の機能に著しい障害を生じたことにより労働能力を喪失したと認めるときは、修学資金の返還の債務（履行期が到来していない部分に限る。）の全部又は一部を免除することができる。

(返還)

第8条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する理由が生じた日の属する月の翌月から起算して修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間内に、管理者が別に定めるところにより、分割して貸し付けられた修学資金を返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- (1) 第5条（第4号を除く。）の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。
- (2) 助産師養成施設を卒業した日から1年以内（特別な事由により管理者が必要と認めるときは、2年以内）に助産師の免許を取得しなかったとき。

- (3) 助産師免許の取得後直ちに助産師として市民病院に勤務しなかったとき。
- (4) 前条第1項の規定により修学資金の返還の債務を免除される前に市民病院を退職したとき。ただし、同条第2項の規定により修学資金の返還の債務を免除された場合を除く。

(返還の債務の履行猶予)

第9条 修学資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる理由が継続する期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- (1) 第5条の規定により修学資金の貸付けの決定が取り消された後も引き続き助産師養成施設に在学しているとき。
- (2) 疾病、負傷その他やむを得ない理由により、返還の債務の履行を猶予する必要があると管理者が認めたとき。

(延滞利子)

第10条 修学資金の貸付けを受けた者は、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき額につき年14.6パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第79号

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部改正について

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市市長等の給料の特例に関する条例（平成25年さぬき市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「100分の5」を「100分の2」に改め、同条第2号中「100分の4」を「100分の2」に改める。

第2条中「100分の3」を「100分の1」に改める。

第3条及び第4条中「100分の2」を「100分の1」に改める。

第5条を削る。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第80号

さぬき市税条例等の一部改正について

さぬき市税条例等の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市税条例等の一部を改正する条例

(さぬき市税条例の一部改正)

第1条 さぬき市税条例(平成14年さぬき市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第8条から第17条までを次のように改める。

(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第8条 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月)に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この節において「徴収の猶予」という。)又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。)に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情

の詳細

- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
 - (4) 当該猶予を受けようとする期間
 - (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
 - (6) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- 2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
 - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - (4) 猶予を受けようとする金額が50万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
 - (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
- 5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
- 6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。
- 7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第9条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する

期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第12条 法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が50万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第13条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第36条の2第8項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）」を加える。

第51条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

第56条中「独立行政法人労働者健康福祉機構」を「独立行政法人労働者健康安全機構」に改める。

第63条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第63条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第71条第2項第1号、第74条第1項第1号及び第74条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第89条第2項第2号中「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」を「住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又

は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第90条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）」に改める。

第139条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第147条第1号中「所在地及び氏名又は名称」を「事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）」に改める。

附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

（さぬき市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さぬき市税条例の一部を改正する条例（平成25年さぬき市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第1項」を「附則第20条の4第5項第3号の改正規定（「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分に限る。）及び附則第21条の2の改正規定並びに次条第1項」に改める。

第3条 さぬき市税条例の一部を改正する条例（平成26年さぬき市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第2項中「第82条第1号、第2号（「3,600円」に係る部分に限る。）及び第3号」を「第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに3号」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条及び第3条の規定 公布の日

(2) 第1条中さぬき市税条例第36条の2第8項、第51条第2項各号、第63条

の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第147条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の改正規定並びに附則第3条から第7条までの規定 平成28年1月1日

(3) 第1条中さぬき市税条例第8条から第17条まで、第18条及び第56条の改正規定並びに次条の規定 平成28年4月1日

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後のさぬき市税条例(以下「新条例」という。)第8条、第9条及び第12条(地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条(28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条(28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する市の徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第51条第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する申請書について適用する。

2 新条例第36条の2第8項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第36条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前行われる第1条の規定による改正前のさぬき市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第

1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号並びに第74条の2第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第71条第2項に規定する申請書又は新条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第63条の2第1項並びに第63条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第71条第2項に規定する申請書又は旧条例第74条第1項及び第74条の2第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第89条第2項第2号及び第90条第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する新条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第139条の3第2項第1号の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第139条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第147条の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新条例第147条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第147条の規定による申告については、なお従前の例による。

議案第 81 号

さぬき市介護保険条例の一部改正について

さぬき市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大山 茂 樹

さぬき市介護保険条例の一部を改正する条例

さぬき市介護保険条例（平成14年さぬき市条例第131号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」に改める。

第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

議案第 82 号

瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定の廃止について

本市と高松市の間における瀬戸・高松広域定住自立圏の形成に関する協定を、平成 28 年 3 月 31 日をもって廃止することについて、さぬき市議会の議決事件に関する条例（平成 16 年さぬき市条例第 29 号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 83 号

瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定に基づき、本市と高松市の間において、瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を別冊のとおり締結することについて、同条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

議案第 84 号

さぬき市斎場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市斎場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市斎場
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社五輪
所在地 富山県富山市奥田新町 1 2 番 3 号
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 85 号

津田老人福祉センターの指定管理者の指定について

次のとおり津田老人福祉センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
津田老人福祉センター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
所在地 さぬき市長尾東 888 番地 5
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 86 号

さぬき市地域福祉センター外 2 施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市地域福祉センター外 2 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市地域福祉センター、さぬき市軽費老人ホーム行基ハイツ、長尾老人福祉センター

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
所在地 さぬき市長尾東 888 番地 5

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 87 号

さぬき市高齢者福祉開発推進センター外 1 施設の指定管理者の 指定について

次のとおりさぬき市高齢者福祉開発推進センター外 1 施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市高齢者福祉開発推進センター日盛の里、さぬき市生活支援ハウス日盛苑

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会

所在地 さぬき市長尾東 888 番地 5

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 88 号

さぬき市障害者就労支援施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市障害者就労支援施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市障害者就労支援施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会
所在地 さぬき市長尾東 888 番地 5
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 89 号

さぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市新農村地域定住促進施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市新農村地域定住促進施設
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社さぬき市 S A 公社
所在地 さぬき市津田町鶴羽 9 3 9 番地 1
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第90号

さぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市鴨庄漁村センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市鴨庄漁村センター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 小方自治会
所在地 さぬき市鴨庄4145番地
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第91号

さぬき市研修センターの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市研修センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市研修センター
- 2 指定管理者となる団体
名 称 小方自治会
所在地 さぬき市鴨庄4145番地
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第92号

さぬき市国民宿舎施設外2施設の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市国民宿舎施設外2施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

1 公の施設の名称

さぬき市国民宿舎施設、さぬき市健康保養施設、道の駅津田の松原

2 指定管理者となる団体

名 称 株式会社さぬき市SA公社

所在地 さぬき市津田町鶴羽939番地1

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第93号

道の駅ながおの指定管理者の指定について

次のとおり道の駅ながおの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
道の駅ながお
- 2 指定管理者となる団体
名 称 前山地区いきいき事業協議会
所在地 さぬき市前山940番地12
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第94号

さぬき市志度音楽ホールの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市志度音楽ホールの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市志度音楽ホール
- 2 指定管理者となる団体
名称 公益財団法人さぬき市文化振興財団
所在地 さぬき市鴨庄4610番地44
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案 95号

さぬき市末ふれあいひろばの指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市末ふれあいひろばの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市末ふれあいひろば
- 2 指定管理者となる団体
名称 末ふれあいひろば管理運営委員会
所在地 さぬき市末1295番地1
- 3 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで